3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町柿迫字川屋谷六〇二七から六〇三〇まで、字一ツ氏六二一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川屋谷六〇二七から六〇三〇まで・字一ツ氏六二一七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷四二二の一四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二畝之谷四二二の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字波帰ノ内山五、字土々呂ケ内山三四八の一〇、字タル水山一六〇〇の一六、字荒平山一八五〇の二九、字貝ノ木山八一〇二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡川南町大字平田字平鈴五二九八の四、五二九八の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平鈴五二九八の四・五二九八の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字竹ノ平七八五の一、七八五の九、七八五の一一、七八五の一二、七八五の一四、七八六の一、八五六の一、八五六の五、八五六の九、八五六の一二、八五六の一四、八五六の一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字上揚字横平三一〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字前奥二一三一の一、二一四〇、二一四三の一、二一四四の一、二一四四の二、二一四四の四から二一四四の六まで、二一四六の一、二一四六の二、二一五二、二一五四、二一五五の一、二一六二、二一六三の一、二一六三の二、二一六九の一、二一七〇の五、二一七二、二一七三の二、二一七三の四

二　指定の目的　水源の涵養